

北海道森林管理局森林整備保全事業工事特別仕様書の制定について（平成 29 年 6 月 30 日付け 29 北森二第 22 号北海道森林管理局長通知）
一部改正新旧対照表（案）

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 節 通 則	第 1 節 通 則
[略]	[略]
第 1 条 適 用	第 1 条 適 用
[略]	[略]
第 2 条 火災保険等（保険の付保及び事故の補償）	第 2 条 火災保険等（保険の付保及び事故の補償）
1～4 [略]	1～4 [略]
第 3 条 諸法令の遵守	第 3 条 諸法令の遵守
[略]	[略]
第 4 条 工事現場管理（工事標示板等）	第 4 条 工事現場管理（工事標示板等）
[略]	[略]
第 5 条 施工管理	第 5 条 施工管理
[略]	[略]
第 6 条 建設副産物	第 6 条 建設副産物
[略]	[略]
第 7 条 余裕期間	第 7 条 余裕期間
[略]	[略]
第 8 条 現場環境改善費（快適トイレ）	第 8 条 現場環境改善費（快適トイレ）
[略]	[略]
第 9 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化	第 9 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化
[略]	[略]
第 10 条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領	第 10 条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領
[略]	[略]
第 11 条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策	第 11 条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策
[略]	[略]
第 12 条 ヒグマに関する安全対策	第 12 条 無人航空機の飛行
<u>工事中の安全確保に関しては、森林整備保全事業工事標準仕様書 1-1-1-31 によるものとするが、工事期間がヒグマ出没期にかかる場合は、次のおり安全対策について万全を期すこと。</u>	<u>受注者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を発注者に提出するとともに、以下の点に留意すること。</u>
<u>1 受注者は、施工計画書において、ヒグマとの遭遇リスクの回避及び遭遇した際の対応について検討した上で、現場状況に応じた適切な措置を講じ、安全管理に努めなければならない。</u>	<u>1 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受注者が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。</u>
<u>2 受注者は、米国環境保護庁（EPA）認証製品に準拠したクマ撃退スプレーを配備しなければならない。</u>	<u>2 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに発注者へ報告すること。</u>
<u>3 前項のクマ撃退スプレーの配備本数については、作業種、現場条件等を勘案し、本数の増減が必要な場合には、監督職員と事前に協議しなければならない。</u>	<u>3 無人航空機の回収は、受注者の責任において行うこと。</u>
	<u>4 発注者、一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。</u>
	<u>また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。</u>
第 13 条 無人航空機の飛行	（新設）
<u>受注者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を発注者に提出するとともに、以下の点に留意すること。</u>	
<u>1 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受注者が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方</u>	

法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。

2 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに発注者へ報告すること。

3 無人航空機の回収は、受注者の責任において行うこと。

4 発注者、一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。

また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

第2章 材 料

第1節 適 用

第14条 適用範囲

[略]

第2節 木材等

第15条 木 材

[略]

第3章 共 通 施 工

第1節 落石雪害防止工

第16条 落石防止網工

[略]

第4章 治 山

第1節 土 工

第17条 治山ダム土工

第2節 なだれ予防工

第18条 吊柵、吊枠

[略]

第3節 標識工

第19条 山地災害危険地区標識板

[略]

第4節 コンクリート工

第20条 コンクリートの採用基準

(標準仕様書第3章第3節の規定に基づく)

[略]

第5章 林 道

第1節 掘 削 工

第21条 切土施工

[略]

第2節 盛 土 工

第22条 盛土方法

[略]

第3節 残 土

第2章 材 料

第1節 適 用

第13条 適用範囲

[略]

第2節 木材等

第14条 木 材

[略]

第3章 共 通 施 工

第1節 落石雪害防止工

第15条 落石防止網工

[略]

第4章 治 山

第1節 土 工

第16条 治山ダム土工

第2節 なだれ予防工

第17条 吊柵、吊枠

[略]

第3節 標識工

第18条 山地災害危険地区標識板

[略]

第4節 コンクリート工

第19条 コンクリートの採用基準

(標準仕様書第3章第3節の規定に基づく)

[略]

第5章 林 道

第1節 掘 削 工

第20条 切土施工

[略]

第2節 盛 土 工

第21条 盛土方法

[略]

第3節 残 土

第23条 残土処理工
〔略〕

第4節 植生工
第24条 筋芝工
〔略〕

第25条 種子吹付工及び播種工
〔略〕

第5節 柵工
第26条 編柵工
〔略〕

第27条 木柵及び丸太柵工
〔略〕

第28条 鉄線かご工
〔略〕

第6節 排水施設工
第29条 側溝工
〔略〕

第30条 横断溝
〔略〕

第31条 集水ます工
〔略〕

第32条 流木除け工
〔略〕

第33条 流末工
〔略〕

第34条 法面排水工
〔略〕

第7節 基礎工
第35条 床掘
〔略〕

第36条 フーチング基礎工
〔略〕

第8節 道路付属施設工
第37条 路側防護柵工
〔略〕

第38条 標識工
〔略〕

第9節 無筋、鉄筋コンクリート（レディーミクストコンクリート）
第39条 品質
〔略〕

第10節 擁壁工
第40条 鋼製擁壁工
〔略〕

第22条 残土処理工
〔略〕

第4節 植生工
第23条 筋芝工
〔略〕

第24条 種子吹付工及び播種工
〔略〕

第5節 柵工
第25条 編柵工
〔略〕

第26条 木柵及び丸太柵工
〔略〕

第27条 鉄線かご工
〔略〕

第6節 排水施設工
第28条 側溝工
〔略〕

第29条 横断溝
〔略〕

第30条 集水ます工
〔略〕

第31条 流木除け工
〔略〕

第32条 流末工
〔略〕

第33条 法面排水工
〔略〕

第7節 基礎工
第34条 床掘
〔略〕

第35条 フーチング基礎工
〔略〕

第8節 道路付属施設工
第36条 路側防護柵工
〔略〕

第37条 標識工
〔略〕

第9節 無筋、鉄筋コンクリート（レディーミクストコンクリート）
第38条 品質
〔略〕

第10節 擁壁工
第39条 鋼製擁壁工
〔略〕

<p>第41条 簡易鋼製土留壁工 〔略〕</p> <p>第42条 木製土留・擁壁工 〔略〕</p> <p>第43条 擁壁施工時における断面形状等の設計変更</p> <p>第11節 橋梁下部 第44条 適用すべき諸基準 〔略〕</p> <p>第12節 橋梁上部 第45条 適用すべき諸基準 〔略〕</p> <p>第13節 工場製作工 第46条 材 料 〔略〕</p> <p>第14節 路体強化工 第47条 一 般 〔略〕</p> <p>第48条 砂利敷 〔略〕</p> <p>第49条 路面整正 〔略〕</p> <p>第50条 除 草 〔略〕</p> <p>第51条 側溝整備 〔略〕</p> <p>第52条 小崩土除去 〔略〕</p> <p>第53条 安全対策等 〔略〕</p> <p>林道工事施工管理基準〔略〕(林業専用道に係る一部緩和)</p> <p>林道工事施工管理基準〔略〕(路体強化工)</p> <p>林道工事施工管理基準〔略〕(搔均し)</p>	<p>第40条 簡易鋼製土留壁工 〔略〕</p> <p>第41条 木製土留・擁壁工 〔略〕</p> <p>第42条 擁壁施工時における断面形状等の設計変更</p> <p>第11節 橋梁下部 第43条 適用すべき諸基準 〔略〕</p> <p>第12節 橋梁上部 第44条 適用すべき諸基準 〔略〕</p> <p>第13節 工場製作工 第45条 材 料 〔略〕</p> <p>第14節 路体強化工 第46条 一 般 〔略〕</p> <p>第47条 砂利敷 〔略〕</p> <p>第48条 路面整正 〔略〕</p> <p>第49条 除 草 〔略〕</p> <p>第50条 側溝整備 〔略〕</p> <p>第51条 小崩土除去 〔略〕</p> <p>第52条 安全対策等 〔略〕</p> <p>林道工事施工管理基準〔略〕(林業専用道に係る一部緩和)</p> <p>林道工事施工管理基準〔略〕(路体強化工)</p> <p>林道工事施工管理基準〔略〕(搔均し)</p>
--	--

附 則

- この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 本要領の施行前に公告に付したものについては、なお従前の例による。